十一　第二期から第六期までの利子の適用利率　年〇・〇五パーセント

十二　第七期以後の利子の適用利率　年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、〇・六六を乗じた率。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十三　初期利子　平成二十五年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号から第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期から第六期までの利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第七期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{第十二号に規定する第七期以後の利子の適用利率}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六　償還期限　平成三十四年七月十五日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　払込期日　平成二十四年七月十七日

十九　払込場所　日本銀行の本店又は支店

二十　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十五年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年七月十五日から平成二十六年一月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100})$$

㈡　平成二十六年一月十五日以後の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} - 受入経過利子に相当する金額$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}{365}$$

二十一　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年七月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年一月十五日から平成二十五年七月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + 経過利子に相当する金額) - 受入経過利子に相当する金額$$

㈡　平成二十五年一月十五日前の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)$$

二十二　元利金支払場所　日本銀行

二十三　東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈及び贈呈枚数の計算方法　第六期の利子支払期（以下「基準日」という。）において個人向け国債を有する者に東日本大震災復興事業記念貨幣を贈呈することとし、その贈呈枚数は、基準日における各取扱機関の各口座の残高ごとに、次の算式により算出した数とする。ただし、小数点以下は切捨てる。なお、基準日前に個人向け国債を有する者が死亡し、基準日に当該個人向け国債を相続する者が確定していない場合には、基準日における被相続人の口座の残高を基に贈呈枚数を算出する。

㈠　東日本大震災復興事業記念一万円金貨

$$額面金額 \times \frac{1}{10,000,000}$$

㈡　東日本大震災復興事業記念千円銀貨

㈠　額面金額が一千万円未満の場合

$$額面金額 \times \frac{1}{1,000,000}$$

㈡　額面金額が一千万円以上の場合

$$額面金額 \times \frac{1}{1,000,000} - \left(\frac{1,000,000}{\text{（前記㈠の算式で算出した東日本大震災復興事業記念1万円金貨の枚数}} \times 10\right)$$

二十四　東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要な個人情報等の提供　各取扱機関は、基準日において東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要となる個人向け国債を有する者の個人情報等（氏名、住所、電話番号、保有残高等）を、基準日の属する月の月末までに、財務省もしくは財務省が指定する者に提供する。